

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

951,579円

2 賠償の相手方

東京都江戸川区南葛西四丁目18番6号

株式会社田中興産重量運輸

代表取締役 庄 司 利 治

令和2年3月30日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和元年6月25日午前9時20分頃

(2) 発生場所

秦野市菖蒲1607番2先

(3) 事故の状況

株式会社田中興産重量運輸所有の貨物自動車が、上記場所の市道菖蒲31号線を走行中、グレーチングの上を通過した際にその一部が跳ね上がり、車両の一部が損傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

90パーセント